

学校いじめ防止基本方針

本宮市立本宮第二中学校

1 関連法令・条文

○いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布、9月28日施行）

第8条 〈学校及び学校の教職員の責務〉学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第13条 〈学校いじめ防止基本方針〉学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第15条 〈学校におけるいじめ防止〉 略

第16条 〈いじめの早期発見のための措置〉 略

第18条 〈いじめの防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上〉 略

第19条 〈インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進〉 略

第22条 〈いじめ防止等の対策のための組織〉学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置く。

第23条 〈いじめに対する措置〉 略

第25条 〈校長及び教員による懲戒〉 略

第28条 〈学校の設置者又は設置する学校による対処〉 略

第29～31条 〈地方公共団体の長等への報告〉 略

2 いじめの理解、いじめの定義

【いじめの理解】

いじめは、どの子どもにも起こりうるものである。

【いじめの定義】

当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（法第2条）



学校全体で 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成

3 いじめの防止等のための対策の基本的な考え

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って、いじめの防止・早期発見並びに早期対応に努める。

○日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、いじめに関するわずかな兆候や懸念、生徒からの訴えに対し、早い段階で的確に関わりを持ち個に応じた対応措置に努める。

(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、必要に応じ警察・専門家・市教委等の支援を受けながら、情報を共有し組織で対応する。

○いじめ対応委員会を中核とし、SC等を活用しながら、生徒指導委員会や教育相談係、各学年との報告・連絡・相談を密にしてより実効的ないじめ問題の解決に努める。

4 いじめ防止等のための取組

- (1) 定期的ないじめの実態把握のための調査
- (2) 教職員の指導力向上のためのいじめに関する校内研修
- (3) 包括的な指導体制による実効性のある指導
- (4) 多面的な相談体制の整備
- (5) 望ましい人間関係を構築するため、体験活動や道徳教育の充実
- (6) 家庭や地域との連携強化並びに啓発活動の推進
- (7) 福祉関連機関、小学校、児童相談所、教育センター、警察等との情報共有と連携協力

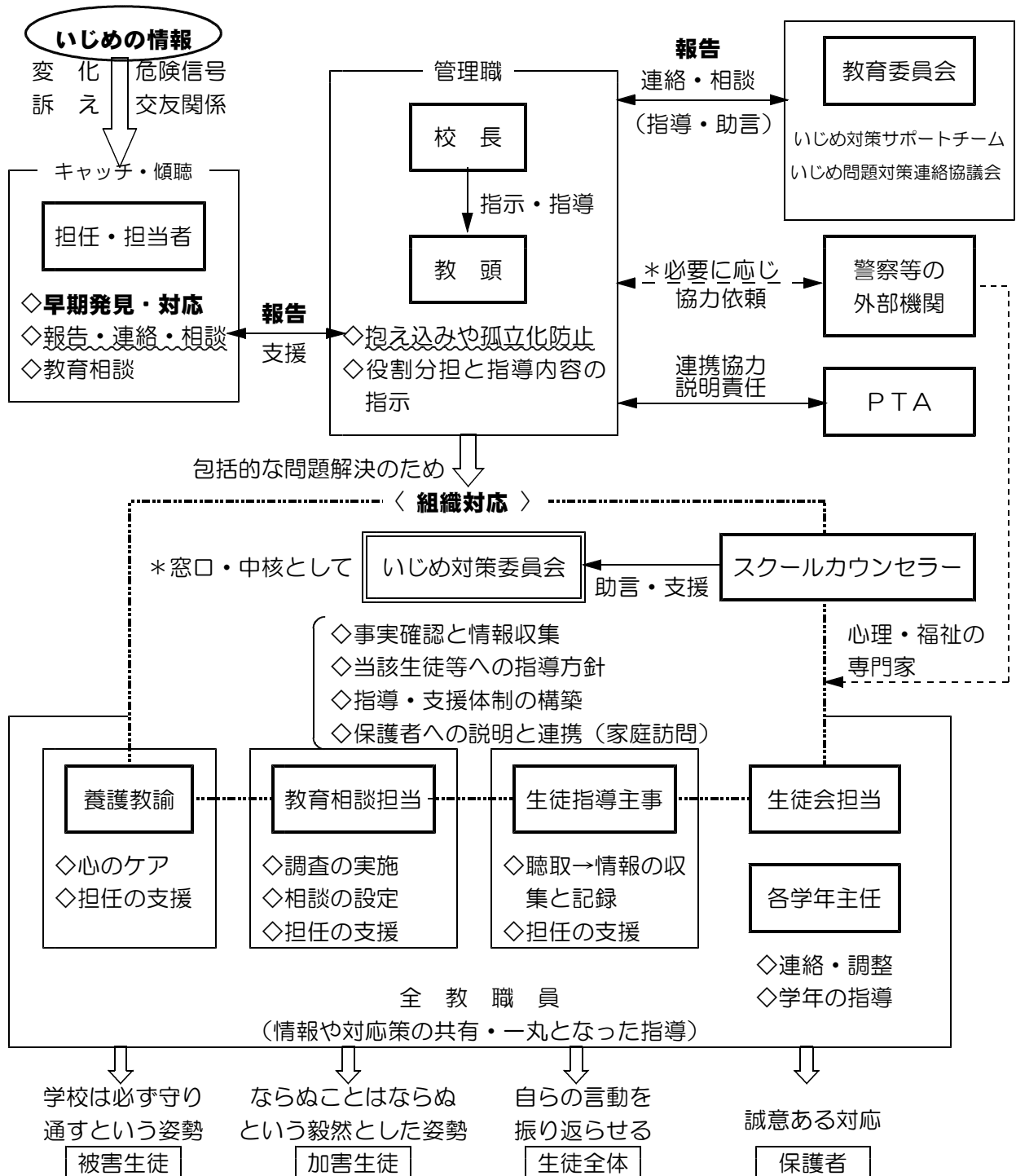
5 職務別役割

職務 \ 措置	防止のための措置	早期発見のための措置	いじめに対する措置
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめを許さない雰囲気醸成 ・ 一人一人を大切にしたい授業づくり ・ 思いやりのある学級集団づくり（絆づくり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃の見守りと信頼関係の構築 ・ 交友関係の把握とチャンス相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訴えや相談を傾聴 ・ 正確な実態把握 ・ 管理職や担当への迅速な報告 ・ 加害／被害の保護者への説明と連携
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 命の大切さについての啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健室利用生徒への目配りとチャンス相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主にいじめられた生徒への支援・ケア（学級担任を支援）
生徒指導委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導協議会による共通理解 ・ 日頃の情報交換 ・ 情報モリ教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的なアンケート調査の実施（年3回） ・ 校内巡視による確認 ・ 学校ネットパトロール 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の収集と記録 ・ 主にいじめた生徒への指導・支援（学級担任を支援）
教育相談担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ SCや電話相談窓口についての周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談内容やアンケートの結果の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係生徒・保護者への指導・支援（学級担任を支援）
管理職	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳教育や体験活動の充実 ・ 家庭や地域への啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談体制の整備 ・ 体制の定期的な点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会への報告 ・ 関係機関への説明と協力依頼 ・ 役割分担と指導内容の指示

いじめ対応委員会

- 組織（メンバー）… 校長、教頭、教育相談担当、生徒指導主事、養護教諭
※ここに、スクールカウンセラーがアドバイザーとして加わる。
- 役割 … 校内組織を生かした対応のための指導・支援体制の調整機関
 - ・学校基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成・実施・検証・修正の中核として
 - ・いじめの相談・通報の窓口として
 - ・いじめに関する情報の収集（迅速な共有、関係生徒への聴取）と記録の中核として
 - ・対応方針の決定と保護者等との連携といった対応を組織的に実施するための中核として

6 指導・支援体制と組織的な対応の流れ



7 重大事態への対応

重大事態

- * 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（生徒が自殺を企図した場合等）
- * 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安）
- * 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

速やかに教育委員会に重大事態の発生を報告

これを受け、教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断し、学校が調査主体となった場合

※なお、学校の対応では十分な結果が得られない場合や、学校の教育活動に支障が生じる場合は教育委員会において調査

（教育委員会の指導・支援を受けて）

- ① 学校の下に、いじめ調査組織を設置
 - 調査の公平性・中立性を確保のため、当該いじめ事案の関係者と利害関係を有しない第三者の参加を図る。（専門的知識や経験を有する者）
- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - 可能な限り網羅的・客観的な事実関係を調査
 - 〈事実関係〉
 - ・ いつ（頃から）
 - ・ 誰から
 - ・ どのような態様で
 - ・ いじめを生んだ背景事情や人間関係の問題
 - ・ 学校・教職員がどのように対応したか
 - いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを優先
 - いじめた生徒への指導といじめられた生徒の状況に応じた継続的な支援ケア
 - いじめられた生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議
- ③ いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供
 - 調査によって明確になった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供（関係者の個人情報に十分配慮）
- ④ 調査結果を教育委員会に報告
 - いじめを受けた生徒及び保護者が希望する場合は、これらの所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置
 - ※ 教育委員会の判断の下、専門家の派遣等